

指定短期入所生活介護事業所 るり苑
 指定介護予防短期入所生活介護事業所 るり苑
重 要 事 項 説 明 書
 <令和 6年 8月 1日現在>

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人白川直会会
代表者名	角中 直也
所在地・連絡先	(住所) 熊本県熊本市東区上南部1丁目16-36 (電話) 096-388-2121 (FAX) 096-388-2139

2 事業所（ご利用施設）

施設の名称	指定短期入所生活介護事業所 るり苑 指定介護予防短期入所生活介護事業所 るり苑
所在地・連絡先	(住所) 熊本県熊本市東区上南部1丁目16-36 (電話) 096-388-2121 (FAX) 096-388-2139
事業所番号	4370103758
管理者の氏名	吉永 桐子

3 施設の目的及び運営方針

(1) 施設の目的

当事業所（指定（介護予防）短期入所生活介護事業所）は、（介護予防）短期入所生活介護サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目的とする。

(2) 運営方針

第1条 当事業所は、利用者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供するものとする。

2 当事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 当事業所は、利用者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状態等に応じ、その者の処遇を妥当適切に行うものとする。

- 4 (介護予防) 短期入所生活介護サービスの提供は、(介護予防) 短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一化なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 5 当事業所の従業者は、(介護予防) 短期入所生活介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 6 当事業所は、(介護予防) 短期入所生活介護サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
- 7 当事業所は、自らその提供する(介護予防) 短期入所生活介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 8 当事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする

(身体拘束)

- 1 本事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しない。
- 2 本事業所が利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明する。
また、この場合本事業所は、事前又は事後速やかに、利用者の後見人又は利用者の家族(利用者の後見人がなく、かつ身寄りがない場合には身元引受人)に対し、利用者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明する。
- 3 本事業所が利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、短期入所生活介護サービスの提供に関する書類に次の事項を記載する。
 - 一 利用者に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
 - 二 前項に基づく利用者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
 - 三 前項に基づく利用者の後見人又は利用者の家族(利用者の後見人がなく、かつ身寄りがない場合には身元引受人)に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

(虐待防止に向けた体制等)

管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。
また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 本施設では、虐待防止委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- (2) 虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止委員会は、場合により他の委員会と一体的に行う。

- (3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。
- (5) 虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告する。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談する。苦情相談窓口へ寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。対応の流れは、上述の(4)に依るものとする。苦情相談窓口へ寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。
- (6) 虐待対応責任者は、高齢者の人権等の権利擁護のため、利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。成年後見制度の利用を利用者及びその家族等に啓発するものとする。

(3) その他

事 項	内 容
(介護予防)短期入所生活介護計画の作成及び事後評価	居宅介護サービス計画に沿って(介護予防)短期入所生活介護計画を作成します。また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面(サービス報告書)に記載してお客様に説明のうえ交付します。
従業員研修	年2回以上内部研修及び外部研修を行っています。

4 施設の概要

(1) 構造等

敷 地		2,220 m ²
建 物	構 造	鉄筋コンクリート三階建
	述 べ 床 面 積	3,595.88 m ²
	利 用 定 員	6 名

(2) 居室

居室の種類	室 数	面積(一人あたりの面積)	備 考
二人部屋	3	21.85 m ² (10.93 m ²)	ブザーを設置

(3) 主な設備

設 備	室 数	面積 (一人あたりの面積)	備 考
食 堂	3	269.01 m ² (4.8 m ²)	2F に一ヶ所 3F に2ヶ所
機能訓練室	3	269.01 m ² (4.8 m ²)	2F・3F に一箇所ずつ
浴 室	3	(2F) 46.4 m ² (3F) 21.41 m ² (3F) 20.29 m ²	個別浴 2 特別浴槽 1台 個別浴 2 個別浴 2
医 務 室	1	24.09 m ²	2F 看護・介護職員室隣り
静 養 室	1	12.19 m ²	2F 看護・介護職員室隣り

(4) 通常の送迎の実施地域

事業の実施地域	熊本市 菊陽町 合志市 大津町 益城町
---------	---------------------

5 施設の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				常勤換算後 の人数(人)	職 務 の 内 容
		常勤(人)		非常勤(人)			
		専 従	兼 務	専 従	兼 務		
施 設 長	1		1			0.25	兼務
生活相談員	1		1			0.9	入所兼務
介 護 職 員						17人以上	入所兼務
看 護 職 員						2人以上	兼務
医 師	1				1	0.05	兼務
管理栄養士	1		1			0.8	入所・通所兼務
機能訓練指導員	1		1			0.9	入所兼務

6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休憩
施設長	正規の勤務時間帯（ 8：30～17：30 ） 常勤で勤務	12：00～ 13：00
生活相談員	正規の勤務時間帯（ 8：30～17：30 ） 常勤で勤務	12：00～ 13：00
介護職員	A 勤（ 6：30 ～ 15：30 ）2名 B 勤（ 7：00 ～ 16：00 ）2名 E 勤（ 10：00 ～ 19：00 ）2名 F 勤（ 10：30 ～ 19：30 ）2名 G 勤（ 11：30 ～ 20：30 ）2名 準夜（ 15：00 ～ 0：00 ）2名 夜勤（ 0：00 ～ 9：00 ）2名	各勤務帯で 1 時間。
看護職員	正規の勤務時間帯（ 8：30～17：30 ） 常勤で勤務	13：00～ 14：00
医師	毎週木曜日の（14：00～16：00）	なし
栄養士	正規の勤務時間帯（ 8：30～17：30 ） 常勤で勤務	12：00～ 13：00
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯（ 8：30～17：30 ） 常勤で勤務	13：00～ 14：00

7 施設サービスの内容と費用
 (1) 介護保険給付対象サービス
 ア サービス内容

種 類	内 容
食 事	(食事時間) 朝食 8:00 ~ 9:00 昼食 12:00 ~ 13:00 夕食 18:00 ~ 19:00 栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します
入 浴	週2回以上の入浴又は清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床、着替え、整容等	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 シーツ交換は週1回実施します。
機 能 訓 練	機能訓練指導員により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 <当事業所の保有するリハビリ器具> 歩行器 3台 リクライニング車椅子 4台 車いす 13台 平行棒 1台 歩行車 3台 温熱療法装置 1台
健 康 管 理	嘱託医師と看護師の連携により、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持に努めます。必要に応じてかかりつけ医への連絡等必要な処置を行います。 また、緊急時には救急指定病院への搬送を行います。
レクリエーション等	当施設では、次のような娯楽設備を整えております。 DVDカラオケ また、個別外出、各教室(書道・華道・料理)、ボランティアによる演芸等を取り行っております。参加されるか否かは個人の任意です。
相 談 及 び 援 助	利用者とその家族からのご相談に応じます。

イ 費用

原則として料金表の、介護負担割合証に記載された負担割合が利用料金となります。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払ください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

【料金表】※10割表記 介護予防利用の場合

(1日につき)基本報酬

要支援 1	4510 円	要支援 2	5610 円
-------	--------	-------	--------

○加算 (1日につき)

種 類	利 用 料
送迎加算	片道 1840 円
機能訓練体制加算	120 円
生産性向上推進体制加算 (I)	1000 円/月
療養食加算 (対象の方のみ)	230 円
サービス提供体制加算 I	220 円
介護職員等処遇改善加算 I	1 月につき所定単位×14/100

経過的要介護以上を利用の場合

(一日につき)基本報酬

要介護 1	6030 円	要介護 2	6720 円	要介護 3	7450 円
要介護 4	8150 円	要介護 5	8840 円		

○加算 (1日につき)

種 類	利 用 料
送迎加算	片道 1840 円
機能訓練体制加算	120 円
生産性向上推進体制加算 (I)	1000 円/月
療養食加算 (対象の方のみ)	230 円
サービス提供体制加算 I	220 円
夜勤職員配置加算 III	150 円
介護職員等処遇改善加算 I	1 月につき所定単位×14/100
短期生活看護体制加算 I	40 円

○食事・居住費

食費、居住費の額については、次のとおりとします。ただし市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた方は、認定証に記載された負担額が利用者負担額となります。

食費

	食費	日額
朝食	420 円	1530 円
昼食	560 円	
夕食	550 円	



①基準費用額	一日につき	1,530 円
②利用者負担第3段階(1)	一日につき	1,000 円
②利用者負担第3段階(2)	一日につき	1,300 円
③利用者負担第2段階	一日につき	600 円
④利用者負担第1段階	一日につき	300 円

滞在費

利用者負担段階	日額	居住費 (2人部屋)
①基準費用額	一日につき	915 円
②利用者負担第3段階①	一日につき	430 円
②利用者負担第3段階②	一日につき	430 円
③利用者負担第2段階	一日につき	430 円
④利用者負担第1段階	一日につき	0 円

②③④に該当する場合は「介護保険負担限度額認定証」が必要となりますので、熊本市に申請が必要です。

(2) 介護保険給付対象外サービス

利用料の全額を負担していただきます。

種 類	内 容	利 用 料
理髪・美容	毎月1回、理髪店の出張による理髪サービスを利用いただけます。	実費をご負担いただきます。
レクリエーション行事	屋外散歩、屋外散歩 各教室（華道・書道） ボランティアによる演芸等 参加されるか否かは任意です。	実費をご負担いただきます。

8 利用料等のお支払方法

毎月、15日までに「7 施設サービスの内容と費用」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を利用料明細書により請求いたしますので、25日までに下記口座に振り込み送金してお支払ください。

肥後銀行下南部支店

普通預金口座（口座番号 267672）

口座名義 社会福祉法人 白川直会会 ショートステイ 理事長 角中 直也

※入金確認後、領収証を発行します。

9 サービス内容に関する苦情等相談窓口

<p>当施設お客様相談窓口</p>	<p>窓口責任者 生活相談員（西岡 寛） ご利用時間 月曜日～金曜日 8：30～17：30 ご利用方法 電話（388－2121） 面接（当施設1階相談室） 苦情箱（デイサービス出入り口横に設置）</p>
<p>第三者委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水谷 茂 ・野見山 正代
<p>利用者 苦情相談窓口</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 〒862-0911 熊本市東区健軍1丁目18番7号 電話：096-214-1101 FAX：096-214-1105 ・熊本市役所 健康福祉局 高齢者支援部 介護事業指導課 住所：熊本市中央区手取本町1-1 電話：096-328-2793 ・熊本県社会福祉協議会運営適正化委員会 住所：熊本市中央区南千反畑町3-7 電話：096-324-5471

1.0 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「指定介護老人福祉施設るり苑 消防計画」にのっとり対応を行います。			
避難訓練及び防災設備	別途定める「指定介護老人福祉施設るり苑 消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	4個所
	避難階段	2個所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	ガス漏れ探知機	あり
	誘導灯	あり		
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	健軍消防署への届出日：平成19年4月19日 防火管理者：藤本 秀昭			

1.1 協力医療機関等

医療機関	病院名及び所在地	西日本病院 熊本市東区八反田3丁目20番1号
	電話番号	096-380-1111
	診療科	内科・外科・整形外科・皮膚科・眼科 泌尿器科・耳鼻咽喉科
	入院設備	有り
医療機関	病院名及び所在地	水前寺とうや病院 熊本市中央区水前寺5丁目2番22号
	診療科	内科・リハビリ・呼吸器科・循環器科
	電話番号	096-384-2288
	入院設備	有り
医療機関	病院名及び所在地	江南病院 熊本市中央区渡鹿5丁目1番37号
	電話番号	096-375-1112
	診療科	内科・外科・整形外科・胃腸科
	入院設備	有り
歯科	病院名及び所在地	やけいし歯科 熊本市北区龍田1-15-8
	電話番号	096-338-7018
	入院設備	無し

1.2 施設の利用にあたっての留意事項

来訪・面会	<p>面会時間 9:00～20:00</p> <p>来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。</p> <p>来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得てください。</p>
外出	<p>外出の際には、必ず行く先と帰苑時間を職員に申し出てください。</p>
居室・設備・器具の利用	<p>施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。</p> <p>これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。</p>
喫煙	<p>決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。</p>
迷惑行為等	<p>騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。</p> <p>また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないでください。</p>
所持金品の管理	<p>所持金品は、自己の責任で管理してください。</p>
宗教活動・政治活動	<p>施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。</p>
動物飼育	<p>施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。</p>